

林業技士登録の手引き

1. 林業技士登録とは

林業技士の資格は、認定を受けた後、「林業技士登録者名簿」へ登録することで正式に付与されます。森林評価部門登録者には「森林評価士」、作業道作設部門登録者には「作業道作設士」の称号が併せて付与されます。

資格取得後も専門性を保つため、**5年ごとの登録更新制度**が設けられています。

2. 新規登録

2-1. 新規登録の対象者

＊ 養成研修修了者、または資格要件審査に合格し、認定通知を受けた方。

2-2. 新規登録に必要な書類

1. 登録申請書（様式 3）
2. 証明写真（カラー、縦 4cm×横 3cm）× 2 枚
 - ・ 1 枚は申請書へ貼付
 - ・ 1 枚は裏面に氏名を記入し同封
3. 本人確認書類（いずれか 1 つ）
 - ・ 住民票（本籍・マイナンバー記載なし、3 か月以内）
 - ・ 運転免許証の写し（住所変更がある場合は裏面も）
4. 登録手数料の払込済証明書（写し）

2-3. 登録手数料

＊ 22,000 円（新規登録手数料 20,000 円＋消費税 2,000 円（10%））

＊ 振込先：

- ・ 三菱 UFJ 銀行 麹町中央支店 普通 0023886
- ・ ゆうちょ銀行 00130-8-60448
- ・ 口座名義：一般社団法人 日本森林技術協会

2-4. 新規登録の流れ

1. 必要書類を準備
2. 登録手数料を事前に納付
3. 登録申請書一式を協会へ提出
4. 協会で審査
5. 登録証の交付（郵送）

3. 登録更新（5 年ごと）

3-1. 更新の要件

次のいずれかを満たすこと：

- ・ 継続学習ポイントが 5 年間で 30 点以上
 - 指定雑誌の購読による自己学習での取得も可能
- ・ CPD（技術者継続教育）を 5 年間で 100 時間以上

3-2. 登録更新の手続き

1. 協会から「登録更新案内（最終年度 12 月頃）」が届く
2. 「登録更新申請書（様式 5）」へ記入
3. 登録更新手数料を納付
3,300 円（新規登録手数料 3,000 円+消費税 300 円（10%））
4. 必要書類を提出

注）更新申請が期限までに行われない場合、登録は失効します。

4. 住所変更・氏名変更等

登録内容に変更が生じた際は、速やかに「登録事項変更届（様式 7）」を提出してください。

変更届が提出されない場合、更新案内等が届かず失効する可能性があります。

5. 再登録

更新期限を過ぎて登録が失効した場合でも、「再登録申請書（様式 9）」による再登録が可能です（要件は通常の更新と同様）。

6. 登録証・技士証（携行用）の管理

交付された「林業技士登録証」「林業技士証（携行用）」は大切に保管してください。汚損・紛失等の場合は「再交付申請（様式 8）」が必要です。

7. 問い合わせ先

一般社団法人 日本森林技術協会

森林系技術者養成事務局（林業技士担当）

住所：東京都千代田区六番町 7 〒102-0085

Tel:03-3261-6692

Fax:03-3261-5393

E-mail:jfe@jafta.or.jp